

入札手続き誤りが判明した契約事案

本市水道局発注工事において、契約の相手方の決定に誤りがあったことが判明しました。

判明後、受注者から本工事に係る準備状況等の聴取等を行ってまいりましたが、次の理由により、契約を継続することといたしました。

このような事態を招いたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

1 工事概要

工事名：芳賀地区 配水管布設替工事（施震特第2号）

入札方式：簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）

入札日：令和5年3月16日

契約締結日：令和5年3月28日

契約金額：金54,186,000円

工期：令和5年3月30日から令和5年11月14日まで

2 判明までの経過と発生原因

（1）判明までの経過

- 令和5年3月23日、本工事の入札結果をぐんま電子入札共同システムにて公開。
- 令和5年4月7日、入札参加者から当該工事の入札結果について問い合わせあり。内容を確認したところ、入札参加条件では許可の区分を「特定建設業」としていたが、その許可を有していない者を落札者とし、契約をしていたことが判明。
- 令和5年4月24日、本工事の入札参加者へ説明会を開催。

※「特定建設業」の許可を有していない場合は、直接請け負う工事一件につき、4,500万円（建築工事の場合は7,000万円）以上となる下請契約を締結することができない。

（2）発生原因

入札参加条件の資格確認の作業において、建設業許可の区分を見誤ったことによる。

3 契約を継続する理由

- (1) 「特定建設業」は、建設業法違反の未然防止を図るための条件であり、当該許可を有さなくとも本工事の施工が可能であるため、今年度から原則、建設業の許可区分による入札参加制限をしていないこと。
- (2) 受注者から聴取の結果、当該受注者において建設業法に定める下請契約の範囲内で施工が可能であり、また、人員や資機材の手配に加え、外注先も確保するなど、相当程度に手配が進んでいること。
- (3) 入札に参加した関係者に謝罪と事情の説明を行い、契約を継続することで了解が得られたこと。

4 再発防止策

- (1) 審査時に、入札参加条件を確認できる書類の提出を求めることで、再発防止に努めます。
- (2) 審査項目のチェックを複数人で行うことにより、審査体制の強化を図りました。

本件に関するお問い合わせ先

契約監理課 審査契約室

電 話 直通 / 027-898-6298